

利活用アイデア募集に係る留意点について

1 利活用アイデア募集の対象者及び参加資格

対象者は対象施設の活用に関心がある、または事業の実施主体となる意向を有する民間事業者で、企業グループでの参加も可とします。なお、個人での参加は不可とし、次のいずれかに該当する場合は、対象施設の利活用アイデア募集に参加することができません。

- (1) 市税等に滞納がある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)
第 2 条に掲げる営業に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号から第 6 号の規定に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 77 号)
第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体または当該団体の役職員もしくは構成員
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生・再生手続きの申し立てがされている者
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者

2 南相馬市における未利用公共施設の利活用への視点

未利用公共施設は、用途廃止前には地域の行政課題や地域振興に寄与する機能を有し、地域との関わりが極めて高い施設であったことを踏まえ、未利用公共施設の利活用にあたっては、地域課題に対応した活用や地域振興に寄与することが必要であると考えています。このことから、未利用財産を活用にあたっては、地域住民の理解を考慮しつつ、地域経済の振興や雇用の確保につなげたいと考えています。

【未利用公共施設等利活用に係る公共性を踏まえた想定利活用事業】

対象事業	用途に係る事例
地域産業振興に寄与する事業	事務所、工場、販売所、店舗、倉庫、社員寮、資材置場、事業用作物栽培農地など
社会福祉の増進に寄与する事業	老人ホーム、グループホーム、障害者自立支援施設、高齢者福祉施設など
文化振興に寄与する事業	研究所、展示ギャラリー、劇場、カルチャーセンター・イベント会場など
観光振興に寄与する事業	宿泊施設、ピクニック場、キャンプ場、温浴施設、観光施設など
子育て・教育に寄与する事業	学習塾、スポーツ関連施設、合宿所など
地域の活性化に寄与する事業	ゲストハウス、集会施設、イベント会場・まちづくり組織の活動拠点など

3 留意事項

(1) 費用負担

利活用アイデア募集への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(2) 追加対話への協力

聴き取り終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願ひいたします。